

アクティビティノート <第 339 号>

2025 年 4 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2025 年 4 月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～11

2. ちょっと注目 『さらば蛍光灯、2027 年問題とは？』 …… p.12～13

TOPICS



さらば蛍光灯、2027年問題とは？

“蛍光灯2027年問題”をご存じですか？

何となく、蛍光灯がなくなるらしいとはわかるかもしれませんが、何故なくなるのでしょうか。2027年問題について理解を深めていただくために、その背景をまとめてみました。

今回「コラム」はお休みいたします。

次回、340 号は、6 月 13 日発行予定です。

1. 相談業務

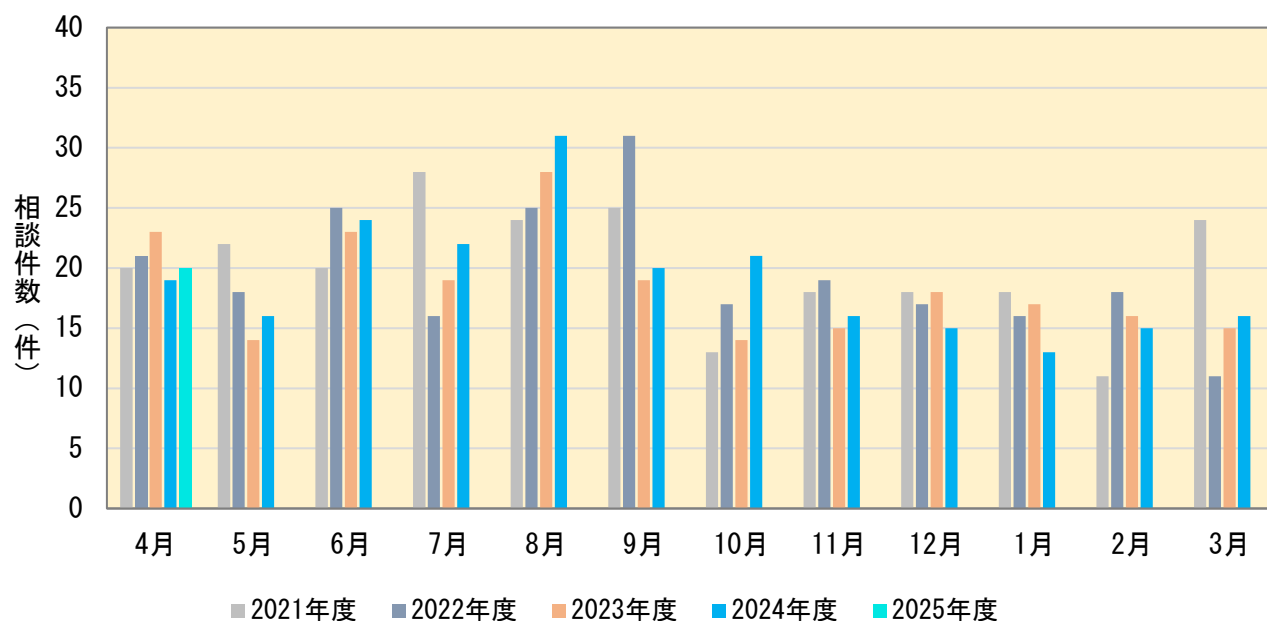
1. 1 相談受付件数

2025 年 4 月度相談受付件数（3/31～4/30 実働:22 日）

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	1	0	11	0	13	65%
消費生活 C・ 行政	1	0	0	2	0	3	15%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	15%
メディア・ その他	0	0	0	1	0	1	5%
合計	2	1	0	17	0	20	
構成比	10%	5%	0%	85%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移（2021～2025年度）

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <置き型除湿剤の容器底破損による液もれで家財に被害> 「〇〇社の置き型除湿剤△△を昨年9月に購入して、10月からクローゼットの上段に置いて使用。3月に液がもれて、衣類や棚、下段に置いてあった人形などに液がかかる被害を受けた。容器を見ると底の角に5mm程度の穴と底に4cm程度の亀裂が入っている。〇〇社に調査を依頼し『製品を梱包した段ボール梱ごと落下して角をぶつけないとこのような破損にならない。出荷まで破損したとは考えにくい。また家庭では1mの高さからコンクリートの上に落下させないとこのような傷は生じない』との回答を得た。購入した販売店に申し出ると『入荷の際に、そのような落下痕が段ボールにあれば気づくはずである。販売店の責任ではない』といわれて取り合ってもらえない」と消費者から相談が入っている。消費者宅での容器の破損は考えにくいので、これは製造物責任となるだろうか。どのように交渉すればよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒当センターではあっせんや仲介は行なっておりませんので、個々の製品メーカーや販売店との交渉はできかねます。お伺いした話によると、販売店は段ボールに大きな落下痕があれば製品を納入していないとの事ですが、今回のような製品破損が生じるような衝撃があった場合、販売店が納入時に受け入れできないほどのダメージを受けるのかを〇〇社に確認し、それから〇〇社と販売店に対応を依頼してみてもいいでしょうか。

- ◆ <賃貸アパートに引っ越し後、体調不良> 20日前に賃貸アパートに引っ越しをした翌朝から、頭痛、めまい、吐き気等の症状で体調不良となった。アパートから離れると改善するため様子をみていたが、症状が悪化してきたため病院で脳外科と耳鼻咽喉科を受診した。医師からは鼻の奥の粘膜に腫れがあるが、これは環境要因のため、原因となるものを取り除くように勧められただけであった。現在は友人のマンションに避難している。入居前にリフォームをしたかどうかは確認していないが、床のクッションフロアの上に、業者施工で〇〇社の一般消費者も使用するワックスをかけたことは確認した。ワックスの成分が揮発していることが原因ではないかと思う。家主に状況を伝え、床の張り替えをしてもらったが、その後も息苦しさは残っている。何らかの物質が家具などにも染み込んでいるため、買い替え費用なども発生する。損害賠償請求のため、原因を特定したい。原因究明のために、張り替え作業前のワックスのついた床材を調べてくれる機関を紹介してもらえないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された〈消費者〉

⇒お伺いした話から、使用されたワックスは水性の樹脂系ワックスと思われます。液体のワックスを塗布し、乾燥させると樹脂の皮膜が形成されます。水系のワックスであれば、皮

膜形成後にワックス成分が揮発し続けることは考え難いことです。アパートを離れると体調が改善することから、原因はアパートにあると思われますが、当センターでは原因の特定はできかねます。また、当センターから特定の調査・分析機関を直接紹介することはしていません。独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)。こちらを参考にされてはいかがでしょうか。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <新しいタンスの臭いについて> MDF(中密度繊維板)を素材とした国産のタンスを大手量販店〇〇のネット通販で購入し、数日前に開封したところ臭いが強い。購入したウェブサイトには、臭いが気になる場合は引き出しを開けておくようにとある。メーカーの△△に問い合わせたところ、購入したタンスに使用されているMDFはホルムアルデヒド F☆☆であり、臭いの原因はホルムアルデヒドであると思われるとのことであった。生後10か月の乳児の衣料保管用として使用しても大丈夫か。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉
⇒新しい家具は、使われている合板・接着剤・塗料などに由来する臭いがあります。F☆☆については、ホルムアルデヒドの放散量のレベルを表し、建築基準法で放散量の少ない順に“F☆☆☆☆”“F☆☆☆”…などと規格値が決められています。メーカーの説明の通り、臭いの原因はホルムアルデヒドの放散と考えられます。建築基準法に基づくホルムアルデヒドの規制は建築物を対象としており、家具等についての規制はありません。しかし、ホルムアルデヒドは、皮膚刺激性や吸入毒性がある物質であり、日本国内では、生後24ヶ月以下の乳幼児用の繊維製品については溶出量16ppm以下と厳しく規制されています(有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要 <https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>)。ホルムアルデヒドは、放散している状態で衣類保管すると衣類に移行することが考えられますので、今の状況での乳児の衣類を保管することはお勧めできません。

◆ 一般相談

- ◆ <ネットで購入したフライパンの安全性について> 「ネットで動画を視聴中に流れた広告をみてフライパンを購入した。広告では南部鉄器とあったが、届いたものは中国製であり、説明書も日本語はない。返品する場合の代行業者の国内倉庫の連絡先はあったが、販売会社の記載はない。ネットで申し込み後の確認メールもなく、申し込んだ広告も今は見当たらない。説明書にプロピレンオキシド、テトラクロロエチレン、ノーステックコーティング、ポリマーコーティングと記載されていることはなんとなく確認できたが、何のための物質かまではわからない。返品も考えたが、信用できないため返金口座などの情報を伝えたくない。安全性に問題なければ使用しようと思っている。どうなのか」との相談を受けている。安全性についてどうなのか。〈消費生活C〉

⇒お伺いした話から、個人輸入の形で海外の事業者から購入されたのではないかと考えます。消費者庁では、「海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点－安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も－」(https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms204_190830_01.pdf) をリリースし、注意喚起をしています。国内で販売される食品に用いられる器具・容器包装は、食品衛生法に基づき材質試験及び溶出試験の規格基準が定められ、その安全性が確保されていますが、個人輸入で購入された場合は必ずしも日本国内の安全性の基準に則した製品でない場合もあり、購入・使用には自己責任が伴います。安全性についても、当センターで判断できるものではありません。なお、説明書に記載されたプロピレンオキシドは、様々な化学物質を合成する原料として多く使われている物質であり、テトラクロロエチレンはクリーニングの溶剤として多く利用されていた物質です。ともに、沸点が低く、火を使うフライパンの素材として使用されているものではないと思われます。ノーステックコーティングとは焦げないコーティングのことで、フッ素樹脂やセラミック等の種々なコーティングがあります。ポリマーコーティングとは、高分子化合物で形成されたコーティングです。

- ◆ <フッ素樹脂加工のたこ焼き器の安全性> 「新しくフッ素樹脂加工のタコ焼き器を購入したが、家族からPFASが使用されているので使わないと言われている。家族が言うように有害な物質が使用されているのか」との相談を受けている。問題となっているのはPFASの中の一部の物質であったと思うがどうなのか<消費生活C>

⇒PFASとは、有機フッ素化合物を表す総称になります。その中で炭素数が8のPFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（パーフルオロオクタン酸）、炭素数が6のPFHxS（パーフルオロヘキサンスルホン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約※）の対象物質であり、国内においても「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されています。一方、フッ素樹脂とは、PFOS、PFOA、PFHxSとは全く異なり、高分子化合物でプラスチックの一種です。フライパンなどの調理器具のコーティング材として使用されており、仮に剥がれたコーティング材が体内に入ったとしても吸収されず、そのまま排出されます。フッ素樹脂の安全性については、食品安全委員会がファクトシート（化学的知見に基づく概要書）を公開しています（https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf）。また、調理器具については、食品衛生法に基づき材質試験及び溶出試験の規格基準が定められ、その安全性が確保されています。

※POPs条約：環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs:Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンを空焚きした時の安全性について> フッ素樹脂加工のフライパンで炒め物をした後にガスコンロで20分ほど換気扇も回さずに空焚きしてしまった。部屋には犬も一緒にいる。気づいてあわてて室内の換気をしているところである。ネットで調べ、フ

ッ素樹脂を高温で空焚きするとインフルエンザ様の症状が出ることがあると知った。体調が不安である。最近、水道水中からPFASが検出されるというニュースもあり心配である。化学製品PL相談センターはネットでみた。〈消費者〉

⇒現在、水道水中の有機フッ素化合物(PFAS)についての安全性がニュースに取り上げられることがあります。水道水に含まれる基準が話題になっている成分PFOAやPFOSと、フライパンなどに使われている高分子のフッ素樹脂は全く異なります。フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはフッ素樹脂が熱で分解することではなく、健康へのリスクはないと言われています。ただし、鍋を空焚きなどで加熱し過ぎた際に生じる熱分解生成物は、吸引すると高い毒性が示されることが報告されており、インフルエンザに似た症状(発熱、悪寒戦慄、疲労感、筋肉痛、関節痛、頭痛など)を示すとされています(食品安全委員会フッ素樹脂ファクトシート:https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf)。これをポリマーヒューム熱と呼びますが、家庭での発生事例は少なく、症状も48時間程度で治まるといわれています。万が一、症状が出た場合は、医師にご相談ください。また、現在国内のガスコンロには、空焚きや調理油の加熱防止のためのセンサーが必ず取り付けられています。空焚き防止のセンサーが働かなかったようであれば、コンロの点検も実施してください。

- ◆ 〈愛用していた洗濯用洗剤を使用して体調不良〉 3,4年前に化学物質過敏症と診断され、時間とお金をかけて自分に合う製品を探してきた。洗濯用は、〇〇社の洗濯用洗剤△△が大丈夫とわかり、数年使用してきている。3日前に、同日に3回洗濯。1回目は使用していた残りを使い切り、2回目は同じ製品を新たに開封したもので洗濯した。1回目の洗濯後は何も問題なく、2回目の洗濯後に体調不良となったが気のせいかと思い3回目の洗濯をしたところ、やはり体調不良となった。ニオイはないが、洗濯した衣類も廃棄、洗濯機も蓋を開けると体調不良となり使用できない状況。〇〇社に連絡をしたが、「△△の成分は変更していない。使用を中止するように」と言われただけであった。製品に表示されている成分と中味が一致しているかどうかを調べてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の調査や分析は実施していません。ご自身でテスト機関に依頼することも可能ですが、費用も手間もかなりかかると思われます。成分変更をしていないと言われた製品で体調不良となっていますので、まずは、使用した製品△△がメーカーの製造規格どおりであったかどうかをメーカーに調査依頼をされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈新築住宅から放散される化学物質の放散元の特定について〉 2年前に新築した住宅に居住したところ、約1ヶ月後から手足のしびれなどの体調不良となった。主人とともに、医師からシックハウス症候群と診断され、1年4ヶ月前から住むことができなくなっている状況である。専門の分析機関に依頼して室内のVOC(揮発性有機化合物: Volatile Organic Compounds)の濃度を測定してもらったところ、ホルムアルデヒドやアセトアルデヒドが高濃度で検出された。現在、施工した工務店と係争中である。裁判所から、問題となっている化学物質の放散元が床材か壁材かなど、特定するように言われている。VOC濃度を測定した業者に相談したところ、床や壁材を剥がさないと個々の測定はできないとのことであった。もっと簡易に測定する方法はな

いのか。また、測定してくれる機関を紹介してほしい。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターにはVOC測定についての知見はありません。また、当センターから特定の検査機関を紹介することも行っておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています（<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>）。こちらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈リフォーム2カ月後からの臭い物質について〉 1年前に築5年の中古マンションを購入。壁や床などをリフォームし、10か月前に入居した。当初は新築やリフォームした後のような臭いはしていたが、不快ではなかった。入居後2カ月を過ぎた頃から、気持ちが悪くなるような当初とは異なる臭いがするようになった。保健所や住宅の専門窓口などに相談したが、臭気測定についての紹介を受けただけで解決には至っていない。昨日、臭気判定士に訪問してもらい確認してもらったところ、なんらかの化学物質の臭いと言われたが物質特定はできなかった。臭いは換気をしても変わらず、日に日に酷くなっているように感じ、目がチカチカする。壁紙の下で化学反応を起こして別な物質が生成しているのではないか。リフォーム施工業者には、物質を特定してから連絡するつもりである。臭いの物質が何かわかるか。〈消費者〉

⇒お伺いした話からでは臭いの原因物質はわかりかねます。リフォーム施工業者に臭いを確認してもらい、物質特定についても相談されてはいかがでしょうか。新築やリフォームした住宅に入居した人に健康影響が生じる「シックハウス症候群」が問題となり、シックハウス対策として、建築基準法では原因物質の一部と考えられているホルムアルデヒドの放散量に応じて、内装仕上げに使用する建築材料の面積制限等の規制が行われています。新築時や大規模な修繕などを行う場合は、同法に適合することについて建築確認や検査を受けなければなりません。また、厚生労働省はシックハウス症候群の原因となりうる13物質について、室内濃度指針値（ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される室内濃度）を公表しています（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/sickhouse.html）ので参考になさってください。

- ◆ 〈古いシールからでた白い粉について〉 古いフォトアルバムを破棄する際に、表面に貼ってあったプラスチック製のシールを剥がそうとしたら、白い粉が落ちてきた。下にいた猫が舐めたかもしれない。害はないだろうか。化学製品 P L 相談センターはネットでみた。〈消費者〉

⇒プラスチック製のシールは、紫外線などにより経時で劣化をします。劣化をして硬化した場合、剥がすときにボロボロになってしまうことがあります。この粉が多少口に入ったとしても、毒性の高いものではなく、問題ないと思われますが、猫の様子をしばらく観察して、万が一異常が見られた場合は、獣医師に相談することをおすすめします。

- ◆ 〈ステンレスのやかんについたサビの安全性〉 ステンレスのやかんを愛用しており、夏は麦茶をわかし後、そのまま冷蔵庫で冷やしている。最近、やかんの注ぎ口部分の内側などにサビが出てきた。そのまま使うと沸かしたお茶なども有害なのか。化学製品 P L 相談センターは

ネットで調べた。〈消費者〉

⇒ステンレスは鉄を主成分（50%以上）とし、クロムを10.5%以上添加した合金です。表面は酸化皮膜で覆われており、錆びにくい性質があります。ただし、使用条件によってはサビてしまうこともあります。多少のサビは、食品に触れても安全性の問題は少ないですが、サビを放っておくと、広がってしまう可能性があります。やかんのお手入れ方法に従って、サビを速やかに取り除いてください。

- ◆ 〈コイン電池で作動するリモコンを洗濯してしまった場合の安全性〉 10日前、コイン電池を使用した玄関ドアの開閉用のリモコンを、衣類のポケットに入れたまま塩素系の漂白剤に浸漬後に洗濯してしまった。洗濯後もリモコンは問題なく作動していた。心配なので電池とリモコンを自治体のルールに従い廃棄したが、塩素系の漂白剤に浸漬していたことで、有害な物質が出たのではないかと。浸漬した液を流した浴室やリモコンを入れたまま洗濯した洗濯機に有害な物質が残っているのではないかと。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒リモコンに防水機能がないため、中に漂白剤や洗濯液が入った可能性があります。特に塩素系の漂白剤は、金属のさびを促進させることが考えられますが、コイン電池の構造上、密封構造が劣化して内部の液が漏れ出す可能性は極めて低いと思われます。浸漬してしまったことでコイン電池から何かの物質が流れ出たかどうかは不明ですが、浴室も洗濯機もすでに水で流されており、今後問題になることはないと思われます。参考情報として、コイン電池の複数社のメーカーの注意表示を確認したところ、「電池を水などで濡らさないでください。電池を発熱させるおそれがあります」「洗った電池は使用しないで廃棄することをおすすめします」などがありました。

- ◆ 〈ニカド電池から漏れた液の安全性について〉 父がラジコンカーを趣味にしていたため、自宅に1970年代のラジコンカーが沢山あり、その充電器に使用されていたニカド電池が50本くらいある。その中に液漏れしていたものがあり、机に付着してしまった。その机をよく拭かずに、母親が販売するためのパン生地をこねていた。ニカド電池には、カドミウムが使用されているため液漏れした物質の有害性が心配になった。電池の処分についてはラジコンメーカーが引き取ってくれることになっている。化学製品PL相談センターは以前に利用したことがある。〈消費者〉

⇒ニカド電池は、負極にカドミウム（Cd）、正極にオキシ水酸化ニッケル（NiOOH）を使用し、電解液に水酸化カリウム水溶液を用いる電池です。液漏れした電解液の中にカドミウムが溶けだしている可能性は低いですが、強いアルカリ性のため、皮膚に付いたまま放置すると化学やけどを起こす場合や、目に入ると失明をする恐れがあります。液漏れした電解液が皮膚についた場合は、流水で十分洗浄して様子を見て、異常があれば医師の診察を受けてください。家具や床についた場合は、ペーパーなどで拭き取った後、よく水拭きをしてください。食品の販売については食品衛生法の規制があります。お伺いした環境下で販売するためのパン生地をこねられたことについて規制に適合しているかどうかは、当センターでは判断できません。保健所に相談してください。なお、ニカド電池は小型充電電池（二次

電池)であり、資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)によって、小型充電式電池メーカーや同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者等などにより回収・再資源化が義務づけられています。また、カドミウムは土壌又は水など環境中に広く存在しており、米、野菜、果実、肉、魚など多くの食品に含まれていますが、体内に蓄積されるため、濃度の高い食品を長年にわたり摂取すると、健康被害につながるおそれがあります。

- ◆ <シリコーンシーリング材の安全性について> 浴槽に穴があき、穴の部分から上に水をためることができなくなったために、〇〇社のシリコーンシーリング材を使用した。使用後に製品表示を確認したところ、「水槽内・浴槽内には使用しないでください」とある。また、24時間で完全に固まるとあるが、「硬化中にメチルエチルケトンオキシムを発生します。長期間大量に吸入させる動物実験では、一部に障害が見られます。長時間大量に吸入すると健康を害するおそれがありますので、換気をよくしてご使用ください」等、注意が多く記載されている。このような危険な製品を販売してもよいのか。使用したシーリング材は剥がした方がよいのか。剥がした場合にどのような製品を使用すればよいのか。〈消費者〉

⇒シリコーン系のシーリング材は、空気中の水分と反応して硬化する際にメチルエチルケトンオキシムが発生しますが、硬化過程で発生する物質であり、十分に硬化した後は残存しないため問題になることはありません。一般消費者を対象にした製品の中にも、正しい使い方・注意表示を守らなければ危険な事故に繋がる可能性がある製品は販売されています。注意表示が多いことで、販売してはいけないということはありません。消費者が安全に使用するための表示が適正であるかどうか問題となります。浴槽に使用しないようにとあるのに、使用した場合は誤使用にあたります。浴槽に使用した場合にどのような問題があるか、また今後の対処法については、〇〇社に相談されることをおすすめします。

- ◆ <製品を間違えて詰め替えてしまった場合の安全性> トイレ用消臭剤のスプレー容器に、衣類用の除菌スプレーの詰め替え用を間違えて詰め替えてしまった。トイレ用消臭剤の成分は、界面活性剤、エタノール、クエン酸で、除菌スプレーは消臭成分とエタノールとある。異臭などは感じていないが混ぜてしまったことで、有害なガスが出ることはないか。問題ない場合は、このまま使用してもよいのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした製品の成分から、混ぜてしまった場合も有害なガスが発生することはありません。過度に心配する必要はないでしょう。製品は内容液と容器を合わせて品質、性能、安全性が設計されています。また、容器には用途、使い方、成分、使用上の注意、応急処置など、その製品にとって重要な情報が表示されています。容器を取り間違えたまま使用を継続することはおすすめできません。

- ◆ <以前隣人がベランダに撒いた物質について> 高齢者用の賃貸住宅に13年ほど住んでいる。5年前に越してきた隣人が、ベランダに水や不明の液体を撒き、その排水が自宅に流れてきた。排水は泡立っており、ベランダが白くなり、排水口部分に黄色い物質がこびりついてとれない。そのせいかアレルギーがひどくなり、体調が悪くなったので医師に相談したら、その事によるストレスが原因かもしれないと言われた。管理人に相談して、ベランダに流した物質が何か教

えてもらおうとしたが、教えてくれない。現在その隣人は別の階に転居している。物質が何か心配なので、物質が何か知りたい。どうしたら教えてくれるだろうか。化学製品 P L 相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒お伺いした内容だけでは、現在ベランダの排水口に付着している物質が何かはわかりかねます。体調が回復されていないのであれば、まずは管理人に相談をして、ベランダの物質の除去をお願いしてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈イソパラフィンの安全性について〉 イソパラフィンの液体が入っているキーホルダーを販売している。お客様からイソパラフィンの安全性について問い合わせがあった。インターネットでイソパラフィンを調べると、化粧品原料にも使われていると書かれていたので、安全性の高いものだとして答えてよいか。成分の SDS はモンゴルの会社から英語で入手しているがあまり読んでいない。化学製品 P L 相談センターは、AI で調べていて見つけた。〈事業者〉

⇒イソパラフィンとは分岐型の炭化水素全体の事を指し、成分やグレードなど様々なものがあります。化粧品に使用される化学物質がすべてではありません。また、SDS（製品安全シート）は、化学物質を安全に取扱うための情報伝達手段として、国際規格の ISO11014 に基づいて記述内容が標準化されており、物質の性質や安全性、取り扱い上の注意などが記載されています。まずは SDS に記載された内容を理解し、その上で製品のリスク評価をされることをおすすめします。なお、類似の透明な液体が含まれている雑貨として、スマートフォンのケースについて国民生活センターが注意喚起を出しています（液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れに注意－キラキラかわいいケースに潜む危険－ https://www.okusen.go.jp/news/data/n-20190530_3.html）。参考になさってください。

- ◆ 〈試薬を使う作業者のリスクアセスメントについて〉 消火薬剤の検査をする企業である。検査薬として水酸化ナトリウムを 0.5% 含有する液体を使用するが、液性は中性範囲に調整してある。その他、エチレングリコールなども含んでいる。この物質を取り扱う際の労働環境のリスクアセスメントを実施する際、水酸化ナトリウムはどのように考えればよいのか。〈事業者〉

⇒水酸化ナトリウムは強いアルカリ性の物質であり、皮膚刺激性、眼刺激性の高い物質ですが、中性に調整された水溶液の状態では、刺激性も低く保護具などの対象にはならないと考えられます。ただし、高濃度の液から溶液を調整する作業がある場合や、液が高濃度になるまで濃縮される可能性があるなどの場合は、その状況に応じて検討をしてください。また、そのエチレングリコールやその他の物質についても、配合量などから危険性について評価をしてください。なお、厚生労働省では職場のあんぜんサイト内において、様々なリスクアセスメントの支援ツールを提供しています（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>）。

- ◆ 〈苛性ソーダの水溶液が長靴に付着した場合の安全性〉 職場で苛性ソーダを使用している。かなりの水で薄めた水溶液の水滴が履いていたゴムの長靴に付着した。すぐに大量の水で洗い流し、長靴に異変はない。不安なので上司に確認したところ問題ないと言われたが、本当に大丈夫か。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）は強いアルカリ性で取り扱いに注意が必要な物質です

が、お伺いした内容から、長靴に異変はなく、また、すぐに大量の水で流されており、今後、何か起こる可能性は低いと考えます。水酸化ナトリウムは、労働安全衛生法で一定の危険有害性のある化学物質として、ラベル表示と安全データシート（SDS）交付の表示・通知義務対象物質となっています。一定濃度以上の水酸化ナトリウムを含む製品を取り扱う事業者は、リスクアセスメントの実施が義務づけられており、その結果に基づいて適切な災害防止対策を講じる必要があります。今回のケースのように、職場で取り扱い中に起こりうる事象について、化学物資管理者はリスクの低減措置の実施と対処法を労働者に対して説明する必要があります。不明な点は管理者に説明を求めてみてはいかがでしょうか。

- ◆ <クールネックリングの中に含まれる成分について> クールネックリングについて調べている。アクティビティノートの318号の「保冷剤」の記事をみた。クールネックリングの中に使用されているPCM（Phase Change Material）について教えて欲しい。消費者庁の事故情報データベースを見ると、最近クールネックリングの液が漏れたことによる事故が発生しているようだ。成分の安全性などについて知りたい。また、冷凍庫に保管しておいたネックリングをテーブルの上に放置していたら中身がもれて、テーブルクロスが溶けてしまったという事例があるが、ということなのか知りたい。〈メディア〉

⇒リング状の保冷剤に使われるPCM素材は、主に飽和炭化水素の一種「ノルマルアルカン」であり、炭素数によって融点が異なります。保冷剤として使用されているのは、主に融点が28℃前後のオクタデカンを主成分としておりこれを乳化させて柔軟性と強度があるプラスチック製の容器の中に充填したものです。この充填物を冷却し固化させて首回りに密着させると、体温で充填物が固体から液体に変化し、その融解熱で首回りを穏やかに冷却させます。雑貨品であり当センターでは詳細な成分を把握しておらず、皮膚に付着した際の安全性についてはわかりかねますが、油性成分なので付着した際にすぐに十分に洗い流すのが難しい場合もあります。テーブルクロスの材質によっては変質する可能性もあると思われます。夏に向け、以前使用していたものを使う際は液漏れなどがないことをよく確認することが大切です。

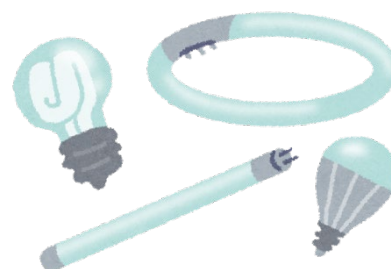
◆クレーム関連意見・報告等

なし



さらば蛍光灯、 2027 年問題とは？

最近、“蛍光灯 2027 年問題”とテレビのニュースや CM などでも流れていますが、どういうことかご存じでしょうか。何となく、蛍光灯がなくなるらしいとはわかるかもしれませんが、何故なくなるのでしょうか。2027 年問題について理解を深めていただくために、その背景をまとめてみました。



●水銀と蛍光灯（蛍光ランプ）

蛍光灯には水銀が使用されています。蛍光灯に電流を流すと、電極から放出される電子が、ランプの水銀原子と衝突して紫外線を出し、この紫外線がガラス管内面に塗布されている蛍光体に吸収され可視光線を放射するのです。

水銀は、常温で液体である唯一の金属元素です。水銀は金属水銀の他に、水銀イオン (Hg_2^{2+}) や二価水銀イオン (Hg^{2+}) などを含む無機水銀化合物、そして炭素原子と結合した有機水銀の形で存在します。一度環境中に出されると、分解されずに自然界を巡り、時には海の生き物の体内に取り込まれ、体内で濃縮されます。水銀は毒性が高く、公害病である水俣病^{※1}を誘発する原因として知られています。

※1 水俣病とは、化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を、魚、エビ、カニ、貝などの魚介類が直接エラや消化管から吸収して、あるいは食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積し、これを日常的にたくさん食べた住民の間に発生した中毒性の神経疾患です。出典：環境省水俣病情報センター (http://nimd.env.go.jp/archives/minamata_disease_in_depth/)

●なぜ蛍光灯がなくなるのか

蛍光灯 2027 年問題とは、2023 年 11 月に開催された「水銀に関する水俣条約 第 5 回締約国会議」において、水銀による環境の汚染を防止するため、2027 年末までに全ての一般照明用蛍光ランプ^{※2}についての製造・輸出入の禁止が決定され廃止されることです。

「水銀に関する水俣条約」とは、日本の水俣病の教訓を背景に、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の採掘から貿易、使用、排出、放出、廃棄等に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める国際条約です。2013 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で採択され、2017 年に発効しました。蛍光灯の他にも水銀は私たちの身の回りの様々な製品に使われていましたが、既に体温計や血圧計、そして消毒薬（いわゆる赤チン）などで水銀を使用したものは製造禁止になっていますし、ボタン電池などで水銀を含むものも 2025 年末で禁止され、水銀を含まないものになります。

※2 一般の住宅や商業施設等の建物において専ら人の一般的な生活や活動のための用途のものを示しています。

●2027 年末に使用もできなくなるのか

2027 年末以降の製造及び輸出入が禁止されますが、在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能

です。ただし、製造及び輸出入が終了しますので、いずれは入手することができなくなります。経済産業省や環境庁では、蛍光灯の製造・輸出入の廃止のお知らせとともに、LED 照明への計画的な切り替えを勧めています。

●蛍光灯から LED 照明に切り替えるのはどうすればよい・・・事故に注意！！

LED 照明に変更するには、「照明器具ごと LED 用に交換する方法」と「既設の照明器具のまま蛍光灯を LED ランプに交換する方法」があります。「既設の照明器具のまま蛍光灯を LED ランプに交換する方法」は、不適切な組み合わせをしたことによる事故が発生する場合があります。購入前に LED ランプの注意表示等をよく読み、蛍光灯器具の点灯方式に応じた LED ランプを選びましょう。また、ランプ交換後、異常がないか確認をしてください。照明器具も使用年数に伴い劣化します。使用環境や点灯時間にもよりますが、15 年が耐用の限度とされています。10 年を過ぎた照明器具は、外観だけでは判断できない内部の劣化が進行しており、不点灯や発煙、コンデンサ破裂といった思わぬ事故が発生する場合があります。わからない場合は電気店や工事業者にご相談ください。

●取り替えた蛍光灯の廃棄はどうすればよい

水俣条約には、2017 年より事業活動で利用されている蛍光灯は、水銀使用の表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となっています。産業廃棄物は排出事業者自ら処理することが義務づけられています。都道府県知事から水銀使用製品取扱いの許可を受けた産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。家庭で使用していたものを廃棄する際は、お住まいの自治体のルールに従って出してください。

廃止期限がきてもすぐに入手できなくなるわけではありませんが、徐々に品薄になり必ず在庫はなくなります。蛍光灯から LED 照明にスムーズに切り替えるための参考にしていただければ幸いです。

参考にした情報

- ・環境省水俣病情報センター：水俣病と水銀について
http://nimd.env.go.jp/archives/minamata_disease_in_depth/
- ・経済産業省：蛍光灯から LED 照明への切り替えはお済みですか？
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html
- ・（一社）日本照明工業会：蛍光灯ガイドブック
- ・経済産業省・環境省：一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は 2027 年までに廃止されます
<https://www.env.go.jp/content/000200659.pdf>
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 注意喚起：「さらば蛍光灯、ようこそ LED でもランプ交換 ミスると事故に～」
<https://www.nite.go.jp/data/000157280.pdf>

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
- ・お申し込みはE-mail（pl@jcia-net.or.jp）で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
- ①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ））

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。